

1. 制度の概要について

平成28年度の道路法改正に伴い、**道路の清掃等の道路管理活動**を自発的・継続的に
行う団体等を「**道路協力団体**」として指定できることとなりました。

<制度の目的・特徴>

- ① 地域団体（商店街等）との連携による道路管理の一層の充実、課題解消を目指します
- ② **道路管理のための収益広告の設置が可能**となります

<活動内容（例）>

- ① **道路の清掃・除草、不法占用物件の撤去指導**
- ② アーケード、防犯灯、**収益広告**等の物件の管理
- ③ **道路の不具合箇所の報告**
- ④ 道路の適正利用の呼びかけ等（交通安全、おしチャリ、飲酒運転防止等） 等

<収益設置について>

通常は、道路上での収益活動を認めておりませんが、
道路協力団体制度においては、**道路管理に還元するための収益広告を認めるもの**です。

【収益広告の例】

・アーケード添加幕、街路灯バナー 等 ※収益イベントを認めるものではありません。

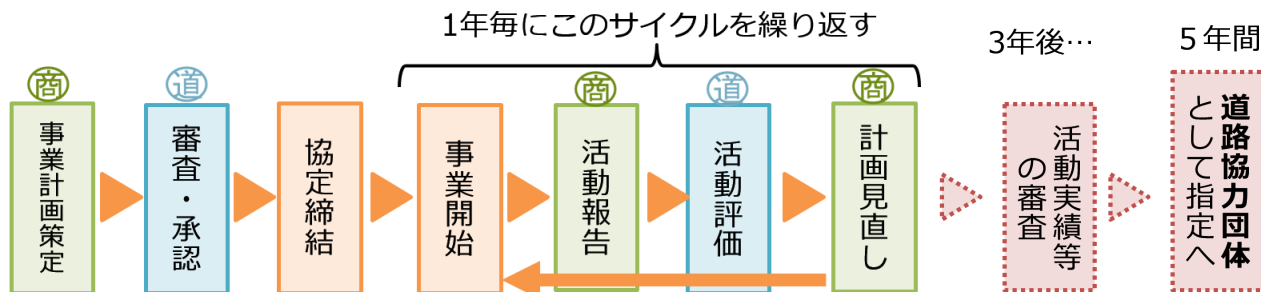
【収益の充当先の例】

・道路の清掃費、清掃道具購入費、安全・円滑な通行に資する物件（アーケード、
地域防犯灯、交通安全広告等）の維持管理 等

※団体の運営経費やイベント開催経費などに充てることはできません。

<指定までの流れ>

継続的な道路管理活動（道路の清掃等）の実績を確認したうえで、指定を行います。
（活動実績の確認は、実証事業を3年間行い、その期間において確認します。）



<問い合わせ先>

担当：福岡市道路下水道局管理部路政課管理係 電話番号：092-711-4458